

◆介護職員処遇改善加算とは

介護職員処遇改善加算は、介護サービスで働く介護職員のためのキャリアアップの仕組みを作ったり、職場環境の改善を行った事業所に対して、介護職員の賃金の改善のための報酬を事業所に支給することを目的に定められた加算です。

○全部で3つの処遇改善加算があります。

地域密着型通所介護サービスの場合

- ① 「介護職員処遇改善加算Ⅰ」加算率5.9%
- ② 「介護職員処遇改善加算Ⅱ」加算率4.2%
- ③ 「介護職員処遇改善加算Ⅲ」加算率2.3%

※算出方法は、利用した介護サービス分の介護報酬の合計点数に、上記の加算率を乗じて算出します。

○「介護職員処遇改善加算Ⅰ」を取得する要件

1) 必須要件

- ア. 介護職員処遇改善計画及び介護職員処遇改善実施報告を提出していること。
- イ. 労働基準法等の違反、労働保険の未納がないこと。

2) キャリアパス要件

《キャリアパス要件Ⅰ》

- ア. 職位、職責、職務内容に応じた任用要件を定めていること。
- イ. アに掲げた職位、職責、職務内容等に応じた賃金形態について定めていること。
- ウ. ア、イの内容についての就業規則及び給与規程等で明確にし、全ての介護職員に周知していること。

《キャリアパス要件Ⅱ》

- ア. 以下の条件を満たしていること。
 - ・資質向上のための計画に沿って研修機会の提供または、技術指導等を実施(OJT、OFT-JT等)するとともに介護職員の能力評価を行うこと
 - ・資格獲得のための支援（金銭、休暇の取得、シフト調整など）をすること
- イ. アの内容について全ての介護職員に周知していること

《キャリアパス要件Ⅲ》

- ア. 介護職員について、以下の3つの昇級する仕組みのどれかを導入していること。（複数の組み合わせも可）
 - ・「勤続年数」や「経験年数」などの経験に応じて昇給する仕組み
 - ・「介護福祉士」や「実務者研修修了者」などの資格の取得に応じて昇給する仕組み
 - ・「実技試験」や「人事評価」などの一定の基準に基づいて昇給する仕組み（ただし客観的な評価基準や昇給条件が明確に示されていること）
- イ. アの内容について全ての介護職員に周知していること。

3) 職場環境等要件

- ・賃金改善を除く処遇改善(資質の向上、職場環境・処遇の改善)の取り組みを行うこと